

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 定義</p> <p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。</p> <p>～（省略）</p> <p>「他法令の遵守規則」とは、規則第 1 条の 2 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハ、第 4 条の 5 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハ（規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。）第 7 条の 4 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハ、第 8 条の 3 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハ、第 8 条の 5 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハ又は第 9 条の 8 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハに規定する法令の規定を遵守するための規則をいう。</p> <p>「財務状況」とは、規則第 1 条の 2 第 1 号ト若しくは第 2 号ト、第 4 条の 5 第 1 号ト若しくは第 2 号ト（規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。）第 7 条の 4 第 1 号ト若しくは第 2 号ト、第 8 条の 3 第 1 号ト若しくは第 2 号ト、第 8 条の 5 第 1 号ヘ若しくは第 2 号ヘ又は第 9 条の 8 第 1 号ト若しくは第 2 号トに規定する財務の状況をいう。</p>	<p>1 定義</p> <p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。</p> <p>～（同左）</p> <p>「他法令の遵守規則」とは、規則第 1 条の 2 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハ、第 4 条の 5 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハ（規則第 4 条の 10 において準用する場合を含む。）第 7 条の 4 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハ、第 8 条の 3 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハ、第 8 条の 5 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハ又は第 9 条の 8 第 1 号ハ若しくは第 2 号ハに規定する法令の規定を遵守するための規則をいう。</p> <p>「財務状況」とは、規則第 1 条の 2 第 1 号ト若しくは第 2 号ト、第 4 条の 5 第 1 号ト若しくは第 2 号ト（規則第 4 条の 10 において準用する場合を含む。）第 7 条の 4 第 1 号ト若しくは第 2 号ト、第 8 条の 3 第 1 号ト若しくは第 2 号ト、第 8 条の 5 第 1 号ヘ若しくは第 2 号ヘ又は第 9 条の 8 第 1 号ト若しくは第 2 号トに規定する財務の状況をいう。</p>
<p>2 過去の法令違反歴等に関する審査</p> <p>特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者又は認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）（以下「特例輸入者等」という。）の承認又は認定の申請があった場合における当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る過去の法令違反歴等（法第 7 条の 5 第 1 号、法第 51 条第 1 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）法第 63 条の 4 第 1 号、法第 67 条の 4 第 1 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号及び第 3 号イ又は法第 79 条第 3 項第 1 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。この場合において、その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配意する必要があるので留意する。</p> <p>（省略）</p> <p>特定保税承認者の承認の申請の場合</p> <p>申請者が法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）に該当するものでないことを確認する。この場合において、同号ロ（法第 62 条において準用する場合を含む。）に規定す</p>	<p>2 過去の法令違反歴等に関する審査</p> <p>特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者又は認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）（以下「特例輸入者等」という。）の承認又は認定の申請があった場合における当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る過去の法令違反歴等（法第 7 条の 5 第 1 号、法第 51 条第 1 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）法第 63 条の 4 第 1 号、法第 67 条の 4 第 1 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号及び第 3 号イ又は法第 79 条第 3 項第 1 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。この場合において、その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配意する必要があるので留意する。</p> <p>（同左）</p> <p>特定保税承認者の承認の申請の場合</p> <p>申請者が法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）に該当するものでないことを確認する。</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る許可の期間の計算については、現に受けている法第 42 条第 1 項又は法第 56 条第 1 項の許可に係る場所について、当該許可以前に継続して受けている許可（法第 50 条第 2 項又は法第 61 条の 5 第 2 項の規定により許可を受けているものとみなされる場合の法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の届出を含む。）がある場合には、これらの許可の期間を通算して計算することとするので留意する。</p>	
<p>なお、上記 のなお書の規定は、法第 51 条第 1 号ハに規定する法第 43 条第 5 号から第 7 号までに該当するものでないとの確認について準用する。</p>	<p>なお、上記 のなお書の規定は、法第 51 条第 1 号ハに規定する法第 43 条第 5 号から第 7 号までに該当するものでないとの確認について準用する。</p>
<p>（省略） ～（省略）</p>	<p>（同左） ～（同左）</p>
<p>3 （省略）</p>	<p>3 （同左）</p>
<p>4 法令遵守規則等に関する審査 申請者が定めていることとされる法令遵守規則等（法第 7 条の 5 第 3 号、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）法第 63 条の 4 第 3 号、法第 67 条の 4 第 3 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハ又は法第 79 条第 3 項第 3 号に規定する規則をいう。以下同じ。）に関する審査は、次による。</p>	<p>4 法令遵守規則等に関する審査 申請者が定めていることとされる法令遵守規則等（法第 7 条の 5 第 3 号、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）法第 63 条の 4 第 3 号、法第 67 条の 4 第 3 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハ又は法第 79 条第 3 項第 3 号に規定する規則をいう。以下同じ。）に関する審査は、次による。</p>
<p>（省略） 特定保税承認者、特定保税運送者又は認定通関業者の場合 法令遵守規則等において規則第 4 条の 5（規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。）規則第 7 条の 4 又は規則第 9 条の 8 に規定する事項が記載されるとともに、これらの事項が輸出貨物又は輸入貨物に関する税関手続若しくは国際運送貨物の運送又は管理に係る業務を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙 2 により審査する。 ～（省略）</p>	<p>（同左） 特定保税承認者、特定保税運送者又は認定通関業者の場合 法令遵守規則等において規則第 4 条の 5（規則第 4 条の 10 において準用する場合を含む。）規則第 7 条の 4 又は規則第 9 条の 8 に規定する事項が記載されるとともに、これらの事項が輸出貨物又は輸入貨物に関する税関手続若しくは国際運送貨物の運送又は管理に係る業務を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙 2 により審査する。 ～（同左）</p>
<p>5 及び 6 （省略）</p>	<p>5 及び 6 （同左）</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別紙 1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)	別紙 1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)
1 及び 2 (省略) 3 税関手続の履行に関する事項 ~ (省略) 特定輸出貨物に関する税関手続等 ~ (省略) — 関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であ って、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該 運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日藏 関第 100 号）67 の 3-1-8 の規定に適合することとなるた めの手順及び体制が整えられているか。	1 及び 2 (同左) 3 税関手続の履行に関する事項 ~ (同左) 特定輸出貨物に関する税関手続 ~ (同左)
4 ~ 6 (省略) 7 関連会社等の指導等に関する事項 ~ (省略) — 関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であ って、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連 会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達 67 の 3-1 - 8 の規定に適合することとなるための当該関連会社に対 する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	4 ~ 6 (同左) 7 関連会社等の指導等に関する事項 ~ (同左)
8 ~ 13 (省略) 別紙 2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表	8 ~ 13 (同左) 別紙 2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)	(特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)
<p>1 体制整備等に関する基本的事項</p> <p>及び (省略)</p> <p>法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。</p> <p>イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則第4条の5第2号イ（規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注）において同じ。）</p> <p>ロ 特定保税運送者が定める法令遵守規則にあっては、規則第7条の4第1号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則第7条の4第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>ハ 認定通関業者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条の8第1号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、同条第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注）において同じ。）</p> <p>(注)上記イからハにおいては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の11において準用する場合を含む。）規則第7条の4第1号イ、又は規則第9条の8第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第4条の5第1号イ（規則第4条の11において準用する場合を含む。）規則第7条の4第1号イ又は規則第9条の8第1号イに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第4条の5第1号イ（規則第4条の11において準用する場合を含む。）規則第7条の4第1号イ及び又は規則第9条の8第1号イに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないもの</p>	<p>1 体制整備等に関する基本的事項</p> <p>及び (同左)</p> <p>法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。</p> <p>イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則第4条の5第2号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注）において同じ。）</p> <p>ロ 特定保税運送者が定める法令遵守規則にあっては、規則第7条の4第1号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則第7条の4第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>ハ 認定通関業者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条の8第1号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、同条第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注）において同じ。）</p> <p>(注)上記イからハにおいては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）規則第7条の4第1号イ、又は規則第9条の8第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）規則第7条の4第1号イ又は規則第9条の8第1号イに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）規則第7条の4第1号イ及び又は規則第9条の8第1号イに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないもの</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
とするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。	とするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。								
2 ~ 7 (省略)	2 ~ 7 (同左)								
8 税関との連絡体制に関する事項 (省略) 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ 令第 42 条第 5 項、令第 50 条の 4 第 5 項、令第 55 条の 5 第 6 項、又は令第 69 条第 5 項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 ロ ~ ニ (省略)	8 税関との連絡体制に関する事項 (同左) 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ 令第 42 条第 5 項、令第 50 条の 4 第 5 項、令第 55 条の 5 第 6 項、又は令第 69 条第 5 項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 ロ ~ ニ (同左)								
9 ~ 13 (省略)	9 ~ 13 (同左)								
〔別紙様式 1〕 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート	〔別紙様式 1〕 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート								
<table border="1"> <tr> <td>特例輸入者</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">社</td> </tr> <tr> <td>特定輸出者</td> </tr> <tr> <td>認定製造者</td> </tr> </table>	特例輸入者	社	特定輸出者	認定製造者	<table border="1"> <tr> <td>特例輸入者</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">社</td> </tr> <tr> <td>特定輸出者</td> </tr> <tr> <td>認定製造者</td> </tr> </table>	特例輸入者	社	特定輸出者	認定製造者
特例輸入者	社								
特定輸出者									
認定製造者									
特例輸入者	社								
特定輸出者									
認定製造者									
1 及び 2 (省略)	1 及び 2 (同左)								
3 税関手続の履行に関する事項 ～ (同左) 特定輸出貨物に関する税関手続	3 税関手続の履行に関する事項 ～ (同左) 特定輸出貨物に関する税関手続								

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況)等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況)等	税関審査欄
↓	(省略)	(省略)		↓	(同左)	(同左)	
—	関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）67 の 3-1-8 の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。	YES NO					
4 ~ 6 (省略)				4 ~ 6 (同左)			
7 関連会社等の指導等に関する事項							
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況)等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況)等	税関審査欄
↓	(省略)	(省略)		↓	(同左)	(同左)	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
— 関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達 67 の 3-1-8 の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	YES NO						

8 ~ 13 (省略)

〔別紙様式 2〕

法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート

特定保税承認者 保税蔵置場 保税工場	社
特定保税運送者	
認定通関業者	

1 体制整備等に関する基本的事項

審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況)等	税関審査欄
及び (省略)	(省略)	
法令遵守のために必要な体制	YES	

改正後				改正前			
— 8 ~ 13 (同左)	〔別紙様式 2〕 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート	特定保税承認者 保税蔵置場 保税工場	社	— 8 ~ 13 (同左)	〔別紙様式 2〕 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート	特定保税承認者 保税蔵置場 保税工場 特定保税運送者 認定通関業者	社

1 体制整備等に関する基本的事項

審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況)等	税関審査欄
及び (同左)	(同左)	
法令遵守のために必要な体制	YES	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前				
<p>(担当部門、責任者)が明記されているか。</p> <p>イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5第1号イ(規則第4条の11において準用する場合を含む。)に規定する各部門及び責任者(申請者が法人でない場合にあっては、規則第4条の5第2号イ(規則第4条の11において準用する場合を含む。)に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。(注)において同じ。)</p> <p>ロ 特定保税運送者が定める法令遵守規則にあっては、規則第7条4第1号イに規定する各部門及び責任者(申請者が法人でない場合にあっては、規則第7条の4第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。(注)において同じ。)</p> <p>ハ 認定通関業者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条の第1号イに規定する各部門及び責任者(申請者が法人でない場合にあっては、同条第2号イに規定する者であって、それぞれ該当</p>	NO			<p>(担当部門、責任者)が明記されているか。</p> <p>イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5第1号イ(規則第4条の10において準用する場合を含む。)に規定する各部門及び責任者(申請者が法人でない場合にあっては、規則第4条の5第2号イ(規則第4条の10において準用する場合を含む。)に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。(注)において同じ。)</p> <p>ロ 特定保税運送者が定める法令遵守規則にあっては、規則第7条4第1号イに規定する各部門及び責任者(申請者が法人でない場合にあっては、規則第7条の4第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。(注)において同じ。)</p> <p>ハ 認定通関業者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条の第1号イに規定する各部門及び責任者(申請者が法人でない場合にあっては、同条第2号イに規定する者であって、それぞれ該当</p>	NO			

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
する者をいう。（注）において同じ。） (注1) 上記イからハにおいては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の <u>11</u> において準用する場合を含む。) 規則第7条の4第1号イ、又は規則第9条の8第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第4条の5第1号イ（規則第4条の <u>11</u> において準用する場合を含む。) 規則第7条の4第1号イ 又は規則第9条の8第1号イに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第4条の5第1号イ（規則第4条の <u>11</u> において準用する場合を含む。) 規則第7条の4第1号イ 及び 又は規則第9条の8第1号イに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、			する者をいう。（注）において同じ。） (注1) 上記イからハにおいては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の <u>10</u> において準用する場合を含む。) 規則第7条の4第1号イ、又は規則第9条の8第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第4条の5第1号イ（規則第4条の <u>10</u> において準用する場合を含む。) 規則第7条の4第1号イ 又は規則第9条の8第1号イに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第4条の5第1号イ（規則第4条の <u>10</u> において準用する場合を含む。) 規則第7条の4第1号イ 及び 又は規則第9条の8第1号イに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況)等	税関審査欄		審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況)等	税関審査欄	
この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。				この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。			
2 ~ 7 (省略)				2 ~ 7 (同左)			
8 税関との連絡体制に関する事項				8 税関との連絡体制に関する事項			
審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況)等	税関審査欄		審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況)等	税関審査欄	
(省略)	(省略)			(同左)	(同左)		
次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ 令第 42 条第 5 項、令第 50 条の 4 第 5 項、令第 55 条の 5 第 6 項又は令第 69 条第 5 項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 ロ ~ ニ (省略)	YES NO			次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ 令第 42 条第 5 項、令第 50 条の 4 第 5 項、令第 55 条の 5 第 5 項又は令第 69 条第 5 項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 ロ ~ ニ (同左)	YES NO		
9 ~ 13 (省略)				9 ~ 13 (同左)			